

令和 8 年第 1 回定例会議案説明資料

(補正予算案)

- 1 議案第 5 号 令和 7 年度千葉市一般会計補正予算 (第 7 号) 中所管
  - (1) 住民基本台帳法改正に係るシステム改修 ..... P 2
  - (2) 美術館整備 (コンデンサ交換及び処分) ..... P 3

(一般議案)

- 1 議案第 6 7 号 負担付きの寄附の受納について ..... P 4

**【議案第5号】**

**令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管**

**（住民基本台帳法改正に係るシステム改修）**

補正予算書 P11、26、35

**1 補正理由**

住民基本台帳法の改正により、令和8年5月26日以降、市町村長記録によって戸籍に記載された氏名の振り仮名を、住民票へ反映するとともに、今後改正が予定されている住民基本台帳法施行令により、令和9年度において戸籍の附票に、旧氏（旧姓）及びその振り仮名を追加する予定である。

これらの対応のために、制度導入に必要な市町村のシステム改修費用について、国の令和7年度補正予算が措置されたことに伴い、計上するものである。

**2 補正予算の概要**

25,960千円（全額国費補助）

**【内訳】**

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 住民記録システム改修 | 22,000千円 |
| (2) 戸籍附票システム改修 | 3,960千円  |

※令和7年度に補助金交付申請を行うが、システム改修は令和8年度に実施するため、繰越明許費を追加する。

**3 システム改修の概要**

- (1) 市町村長記録により戸籍に記載された「氏名の振り仮名」を円滑に住民票へ記載するために必要な機能改修
- (2) 戸籍の附票に「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」を追加するために必要な機能改修

**4 今後のスケジュール**

(住民記録システム改修関連)

令和8年4月～5月

システム改修

令和8年5月～9年5月

市町村長記録による戸籍への氏名の振り仮名全件登録  
住民票への氏名の振り仮名記載

(戸籍附票システム改修関連)

令和9年1月～3月

システム改修

令和9年度第1四半期（予定）

戸籍の附票へ「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」記載

**【議案第5号】**

**令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管**

**（美術館整備（コンデンサ交換及び処分））**

補正予算書 P11

**1 補正理由**

美術館の電気室内にあるコンデンサについて、微量PCB含有の疑いがあることから、令和7年度に交換及び処分業務に係る入札を実施したところ、応募者がなく不調となった。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、処理期限が令和9年3月までと決まっていることから、早期に対応するため、これに関する予算を翌年度に繰り越すものである。

**2 補正予算の概要**

繰越明許費の追加

千葉市美術館コンデンサ交換及び処分業務委託

7,260千円（一般財源）

**3 今後のスケジュール**

令和8年4月	委託発注
5月～	事業者決定、契約
10月	コンデンサ交換及び処分完了

**【議案第67号】**

**負担付きの寄附の受納について**

議案書 P200、201

**1 趣旨・概要**

株式会社アルティアーリ（以下アルティアーリ）及び出資者であるヒューリック株式会社より、県立幕張海浜公園Aブロックを候補地とした新アリーナの建設事業について、建設後に本市へ負担付きの寄附を行う提案があった。本市としては、スポーツ・文化の振興、周辺商業施設等との連携による回遊性の創出・滞在快適性の向上、防災機能の強化等の観点からも本提案には意義があることから、寄附を受けるものである。

なお、負担を生じる寄附を受けるにあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定に基づき、負担の内容を明らかにしたうえで市議会の議決を要するため、議案を提出するものである。

**2 寄附の概要**

**(1) 寄附を受ける財産**

ア 建築物（予定）

- (ア) 建設地 千葉市美浜区ひび野1丁目110番
- (イ) 主要用途 多目的アリーナ
- (ウ) 構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造6階建
- (エ) 面積 約54,000㎡（予定）

イ アの建築物に附帯する施設

**(2) 寄附者**

東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号  
ヒューリック株式会社  
代表取締役 前田 隆也

**(3) 寄附の条件（寄附の受納に係る本市の負担）**

- ア 本市がヒューリック株式会社（以下ヒューリック）より（1）の財産の寄附を受け、公共施設等及び公の施設として所有すること。
- イ 本市が、ヒューリックを、寄附を受ける財産の公共施設等運営権者とし、公共施設等運営権（命名権を内包するものをいう。）の設定期間を70年とするよう、本市が最大限合理的な努力をすること。
- ウ 本市が、ヒューリックを、寄附を受ける財産の指定管理者として指定し、指定管理期間を70年とするよう最大限合理的な努力をすること。
- エ 本市が、寄附を受ける財産の建設地として、県立幕張海浜公園の敷地の一部について、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可を千葉県から取得するにあたり必要な手続を行うこと。

### 3 経緯

令和5年1月	ホームタウン推進に関する連携協定を締結（本市、アルティエリ）
令和6年6月	B. LEAGUE PREMIER 基準を満たす新アリーナの検討において県立幕張海浜公園Aブロックを候補地とする旨を表明（アルティエリ、ヒューリック）
令和6年6月	B. LEAGUE PREMIER 基準に対応するポートアリーナの改修及び引き続きのポートアリーナ使用について、アルティエリを支援することを表明（本市）
令和7年1月	アルティエリとの資本提携及びスポンサー契約の締結を発表（ヒューリック）
令和7年1月	県立幕張海浜公園Aブロックを正式な候補地として検討を進めていくための支援について本市へ申し入れ（ヒューリック）
令和7年2月	新アリーナは多くの市民に還元できるスポーツ及び文化振興の拠点施設とすることが可能となることから、アリーナ建設後に本市へ負担付きの寄附を行う意向である旨、本市へ申し入れ（アルティエリ、ヒューリック）
令和7年7月	新アリーナの事業計画案について本市へ申し入れ（アルティエリ、ヒューリック）
令和7年7月～ 令和7年12月	事業計画案についての妥当性検証（本市） 「アリーナの建設及び管理運営に関する基本協定」を3者で締結（新アリーナ建設に関する目的、役割、施設の管理運営、負担付きの寄附の受納要件等を定めるもので、協定の効力発生は、本議案の議決が条件）（別紙参照）

### 4 事業概要

#### (1) 施設概要

ア 延床面積	約54,000㎡（予定）
イ 階数	地上6階建て（予定）
ウ メインアリーナ	客席2万席規模（コンクリート床仕様）
【主な利用想定】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ホームタウンチームであるアルティエリ千葉の試合や国際的な競技大会の開催をはじめとしたスポーツでの利用</li><li>・ アーティストのコンサート開催等、良質なエンターテインメントでの利用</li></ul>
エ サブアリーナ	バスケットコート1面（体育館用フローリング仕様）
【主な利用想定】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 興行利用時には、チームの練習用コートとして利用</li><li>・ 非興行利用時には、体育館として市民利用可能（興行利用日を除いた一定日数）</li></ul>
オ 供用開始時期	令和12(2030)年度（予定）

#### (2) 事業スキーム

ア 整備手法	民間資金でアリーナを建設後、負担付きの寄附により公共施設等及び公の施設とする
イ 運営手法	コンセッション制度及び指定管理者制度を利用した独立採算方式
ウ 費用負担	整備費、維持管理運営費（修繕・更新費含む）を民間負担
エ 事業期間	70年（期間中ヒューリックが責任を持って施設を管理・運営する方針）



【参考】アリーナ建設予定地周辺図



【参考】イメージパース



## アリーナの建設及び管理運営に関する基本協定書

千葉市（以下「甲」という。）、ヒューリック株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社アルティアーリ（以下「丙」という。）は、乙が行うアリーナの建設及びその運営に関して、次のとおり基本協定（以下「**本協定**」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 本協定は、乙が建設するアリーナ（以下「**本施設**」という。）を活用した千葉市のスポーツ振興を図るとともに、経済効果の拡大、まちづくりへの貢献、地域の持続的成長を目指すべく、本施設を建設及び管理運営する（以下「**本事業**」という。）ことを目的とする。
- 2 甲、乙及び丙は、前項の目的に照らし、相互に連携・協力を図るとともに、本事業を地域社会の発展及び公共の福祉の増進に資する公共的な取り組みとして位置付け、その円滑な推進に努める。

（本協定の効力）

- 第2条 本協定は、千葉市議会に甲が提出する本受納議案（第3条第4項にて定義する。）が議決されることを停止条件として効力を発する。但し、第3条第4項は、本協定の締結をもって効力を発する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙による本施設の建設・完成が不可能となった場合には、本協定は効力を失う。
- 3 本協定は、乙が本施設の指定管理者かつ本公共施設等運営権者として本施設を管理運営する期間（以下「**管理運営期間**」という。）の終了をもって終了するものとする。

（甲の役割）

- 第3条 甲は、乙から本施設の負担付寄附（以下「**本寄附**」という。）を受け、公の施設の設置及び管理に関する条例（地方自治法第244条の2。以下「**設置管理条例**」という。）並びに実施方針に関する条例（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「**PFI法**」という。）第18条。以下「**実施方針条例**」という。）の制定に係る議決を経て、これを公の施設及び公共施設等として所有する。
- 2 甲は、乙に代わって本施設を建設する義務を負わない。
- 3 甲は、本施設の設置場所として、県立幕張海浜公園における建設用地（以下「**用地**」という。）について、都市公園法第5条に規定する公園施設の設置許可を千葉県から取得するにあたり必要な手続を行う。

- 4 甲は、千葉市議会に甲が提出する本寄附の受納に係る議案（以下「**本受納議案**」という。）が議決されるよう、最大限合理的な努力をするものとし、本受納議案が議決された場合には、設置管理条例及び実施方針条例に係る議案が議決されるよう、最大限合理的な努力をするものとする。

（乙の役割）

- 第4条 乙は、第12条に基づき、甲から本施設に係る指定管理者の指定（以下「**本指定**」という。）を受けること並びに本施設に係る選定事業者の選定（以下「**本選定**」という。）を受けること及び公共施設等運営権（以下「**本公共施設等運営権**」という。）の設定（以下「**本設定**」という。）を受けることによる経済的利益を得る目的で、同利益と等価の経済的価値を有する本施設を建設・完成させる。
- 2 乙は、本施設を建設・完成させた後、甲から本指定並びに本選定及び本設定を受けることが合理的に見込める場合には、甲に対し、本寄附により本施設を引渡す（以下「**本引渡し**」という。）。

（丙の役割）

- 第5条 丙は、本協定に定められた範囲内で、甲と乙に対し、本施設の建設にあたって必要な協力を行う。
- 2 丙は、本施設を丙が運営する「アルティアリー千葉」（以下「**アルティアリー千葉**」という。）の新ホームアリーナとして位置付け、本施設の建設・完成後は本施設にてアルティアリー千葉のための興行を開催する。
  - 3 丙はアルティアリー千葉の活動を通じて、千葉市のスポーツ振興、経済効果の拡大、まちづくりへの貢献、地域の持続的成長に寄与する。

（本施設の名称）

- 第6条 本施設の公の施設及び公共施設等としての名称は、甲が決定する。
- 2 前項に基づき甲が決定するまでの間、本施設の公の施設及び公共施設等としての名称は、「（仮称）幕張アリーナ」とする。
  - 3 甲及び乙は、甲と乙との間で締結される公共施設等運営権実施契約（以下「**本実施契約**」という。）において、甲が、乙に対し、乙が第三者に対し本施設及び本施設に関連する有形・無形の対象についてネーミングライツ（命名権）その他これに準ずる権限（本施設を構成する又は本施設に附属する有体物のネーミングライツを含む。）を設定したうえで当該第三者より当該設定の対価の支払いを受ける権利を付与することを本協定において確認する。

(用地)

第7条 用地の位置、面積、使用料等の詳細は、甲及び乙が千葉県と別途協議のうえ定める。

(設計)

第8条 乙は、甲及び丙の要望を踏まえたうえで、Bリーグが定める「ホームアリーナ検査要項2026-27シーズンB. PREMIER用」の基準を満たした施設を設計・建設する。

(建設費用)

第9条 本施設の建設費用は、乙が負担する。

(日程)

第10条 甲及び乙は、本施設の竣工時期が令和12年9月となるよう最大限努力する。

(周辺住民等への対応等)

第11条 本施設を建設するにあたって生じる交通問題、騒音問題などの解決、周辺住民等への対応等については、甲、乙及び丙が協力して行うものとする。

2 本施設周辺の千葉県が所有し又は第三者よりリースを受けている建造物、園路、植栽、地下埋設管等に変更等をきたす場合には、甲及び乙は、千葉県の指示に従って誠意をもって対応するものとする。

(本施設の管理運営)

第12条 甲は、本寄附を受けた本施設の設置管理条例の制定等に係る議決を経て、乙を指定管理者として、期間を定めて本指定を行う。また、甲は、本指定にあたり、指定期間を70年とするよう最大限合理的な努力をするものとする。

2 甲は、乙を、PFI法第8条乃至第11条に定める手続を経て、本選定を行い、かつ実施方針条例の制定に係る議決を経て乙に対し本設定を行う。また、甲は、本設定にあたり、本公共施設等運営権の存続期間を70年とするよう最大限合理的な努力をするものとする。

3 乙は、本指定及び本設定がなされた際には、指定期間及び運営期間において、誠意をもって適切に管理運営に努めるものとする。

4 本施設の利用料金の設定方法については、甲が実施方針条例及び設置管理条例の制定に係る議決を経て定めるものとし、議会に上程する当該条例における利用料金の設定方法については甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

5 甲は、乙が第三者とともに出資して設立する運営会社に対して本施設の管理運営を委

託する（以下「**本委託**」という。）ことについて承認し、設置管理条例並びに実施方針条例及び本公共施設等運営権に関して本実施契約において、乙による本委託を合理的な理由なく妨げる旨の規定を定めない。

- 6 本委託において、乙は、乙及び丙が協議して指定した日について、本施設をアルティエーリ千葉の興行のために使用させるものとする。
- 7 乙は、本施設に係る用地の使用料を自己の負担により甲に支払い、甲は受領した当該使用料を、千葉県に対し支払うものとする。
- 8 乙は、本指定及び本設定を受けた後における本施設の維持管理（但し大規模修繕を除く。）について、実施内容、実施時期等を甲と協議のうえ、乙の費用負担においてこれを行う。
- 9 乙は、本指定及び本設定を受けた後における本施設の大規模修繕について、実施内容、実施時期等を甲と協議のうえ、甲の費用負担においてこれを行う。但し、甲は、次項に基づき乙から寄附を受けた寄附金のうち現存する金員の限度で、本施設の大規模修繕の費用を負担するものとし、その限度を超える費用が生じた場合は、その超過額について乙が負担する。
- 10 乙は、甲との協議のもと、毎年度所定の金額（以下「**寄附金**」という。）を甲に対し寄附するものとし、甲は寄附金を乙の行う本施設の大規模修繕又は本施設を廃止する旨決定した場合の解体及び撤去に充てるための費用として管理する。
- 11 前各項に規定するほかの本施設の管理運営の具体的詳細については、甲と乙が別途協議のうえ定める。

（管理運営開始前の事業中止等の取扱い）

- 第13条 乙による本引渡し後、本指定及び本設定がなされない場合には、乙は、本協定を解除することができ、この場合には、本寄附も解除される。乙が前文に基づき本協定を解除する場合には、甲と乙は、以後の本施設の取扱いについて別途協議するものとし、当該協議の結果、本施設の運営継続が困難との判断に至った場合には、本施設は解体及び撤去されるものとする。
- 2 第2条第2項又は前項の規定による本協定の失効又は解除が、甲の責めに帰すべき事由によるものである場合（疑義を避けるため付言するに、議会の議決を要するすべての議案において、それぞれの議案が議会で否決された場合（但し甲が第3条第4項に定める義務を果たさなかった場合は除く。）及びPFI法に基づく選定手続において、乙が選定事業者として選定されない場合、又は、指定管理者の選定手続において、乙が指定管理予定候補者として選定されない場合は含まない。）で、かつ、乙より請求があるときは、甲は、乙に生じた損害（本施設の建設に係る費用を含み、また、本施設が解体及び撤去される場合における本施設の解体及び撤去の費用（以下「**本施設の解体等費用**」という。）を含むが、これらに限られない。）を賠償するものとし、当該本協定の失効又

は本協定の解除が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、乙は、本施設の解体等費用を負担するとともに、甲に生じた損害について賠償するものとする。

- 3 本施設の引渡し前に本施設について第12条第6項によるアルティリー千葉の興行のための使用ができなくなった場合、本協定は効力を失う。
- 4 本施設の引渡し前にアルティリー千葉が解散した場合、本協定は効力を失う。
- 5 前二項の場合、甲と乙は、以後の本施設の取扱いについて別途協議するものとし、当該協議の結果、本事業の継続について合意に至らなかった場合には、本施設は解体及び撤去されるものとする。また、前二項の場合、本施設の解体等費用は乙が負担するとともに、本協定が失効することにより甲に生じた損害について賠償するものとする。
- 6 本条の定めにより本協定が失効し又は本協定が解除され、かつ本施設が解体及び撤去された場合において、本施設の解体及び撤去後の用地の整備は甲が千葉県と協議のもと実施するものとし、その費用については、当該本協定の失効又は解除が甲の責めに帰すべき事由によるものである場合には甲が、乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には乙が、それ以外の場合は甲と乙が別途協議のうえ負担する。

(管理運営期間中の本実施契約の解除による事業終了等の取扱い)

- 第14条 本引渡し後に乙の責めに帰すべき事由(事業撤退、運営権又は指定管理者の指定の取消し等。第3項において同じ。)が生じた場合には、甲は、第3条第3項並びに第12条第1項及び第2項に規定する義務を負わないものとする。
- 2 第2条第3項にかかわらず、管理運営期間中に本実施契約が解除された場合には、本協定は終了するものとする。この場合には、甲と乙は、以後の本施設の取扱い(乙が甲から本施設を譲り受けたうえで本施設を運営することを含む。以下、本条において同じ。)について別途協議するものとし、当該協議の結果、本施設の運営継続が困難との判断に至ったときには、本施設は解体及び撤去されるものとする。
- 3 前項に基づき本協定が終了した場合において、本実施契約の解除が、乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、乙は、甲が被った相当因果関係の範囲内にある損害額(事業引継ぎを行う先の選定費用及び、本施設の解体等費用を含む。)を負担し(但し、この場合であっても、甲は、第12条第10項に基づき乙から寄附を受けた寄附金のうち現存する金員の限度で、本施設の解体等費用を負担するものとする。)、甲の責めに帰すべき事由(政策変更等)によるものである場合には、乙は、本実施契約の解除に起因して乙に生じた合理的な範囲の費用について、甲に対して補償を求めることができ、甲乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由による場合は、甲と乙が別途協議のうえ費用の負担方法を定めるものとする。
- 4 甲及び乙は、管理運営期間中の本実施契約の解除等の取扱いについて、前各項の規定を基に、本実施契約において、その細目を定める。

(管理運営期間終了後の取扱い)

第15条 管理運営期間が終了した場合における本施設の取扱い（本施設の再整備を行う方針となった場合の当該再整備の方法（乙が甲から本施設を譲り受けたうえで本施設を運営することを含む。）、本施設の廃止を行う方針となった場合の当該廃止の方法等）については、甲と乙が別途協議のうえ本実施契約で定める（但し、本実施契約には、本施設を廃止することになった場合において、甲が、第12条第10項に基づき乙から寄附を受けた寄附金のうち現存する金員の限度で本施設の解体等費用を負担し、これを超える費用は負担しない旨を定める）ものとする。

(寄附の対象)

第16条 本寄附の対象は、用地に乙が建設する建物（躯体、外部仕上げ、内部仕上げ、電気設備（太陽光発電設備を除く）、空調設備、給排水設備及び昇降機設備をいう。但し、運営会社等が設置する内部仕上げ及び各設備を除く。）並びに当該建物に係る外構及び当該土地に植樹する樹木とする。

(寄附受納要件)

第17条 本寄附の受納に際して、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、乙と協議のうえ、乙に対して当該違反状態の解消を求めることができる。

- (1) 乙に本協定の重大な違反があった場合
- (2) 建築された本施設が、乙が策定し、甲に提出された事業計画書の内容と著しく異なり、かつ、甲が受納することが適当でないと合理的に判断した場合
- (3) 甲が適当と認める管理運営計画が策定されないと合理的に判断した場合、又は、周辺交通若しくは騒音等に関し周辺住民の理解を得るための対策が取られていないと甲が合理的に判断した場合
- (4) 本施設の設置目的を果たすことができないと、甲が合理的に判断した場合
- (5) 本施設やその寄附に係る事業の内容が、関係法令、条例、その他の規制に適合しないと合理的に認められる場合。
- (6) その他、甲が本寄附の受納を不相当と合理的に判断することにつき相当の理由がある場合。

2 甲は、乙において前項に定める甲の求めに応じることなく相当な期間内に当該違反状態を解消しない場合には、本寄附の受納を拒否することができる。この場合において、建築物等が既に設置されているときは、当該解体及び撤去の費用並びに解体及び撤去後の建設用地の整備に要する一切の費用は乙の負担とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第18条 甲、乙及び丙は、他の当事者の書面による事前の承諾を得ることなく、本協定

により生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させないものとする。

(合意管轄)

第19条 本協定に関連する訴訟については、千葉地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第20条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定める。

(以下余白)

以上、本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が、記名押印の上各1通を保有する。

令和7年12月26日

所在地 千葉市中央区千葉港1番1号  
名 称 千葉市  
千葉市長 神谷 俊一

所在地 東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号  
名 称 ヒューリック株式会社  
代表取締役 前田 隆也

所在地 千葉県千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー22F  
名 称 株式会社アルティオリ  
代表取締役 新居 佳英